

# 第6回動物園条例検討部会

令和2年7月10日（金）13:00～  
札幌市円山動物園（Web会議システム）

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. 議事

（1）条例の構成の変更について（追加）

（2）第2章「動物福祉の向上」の禁止事項の意見交換

（3）次回の議題予定について

### 3. 閉会

#### 配布資料

資料1 動物福祉の項目に対する意見集約表

資料2 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

資料3 動物愛護管理法に基づく基準の関連項目

資料4 条例の構成に関する説明資料（追加）

資料5 動物福祉の禁止事項（野生動物のふれあいと動物の擬人化）について（追加）

## 第6回動物園条例検討部会 出席者名簿

検討委員

◎委員長 ○副委員長

氏名	所属・職名
◎金子 正美	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
○伊勢 伸哉	小樽水族館 館長 公益社団法人日本動物園水族館協会 副会長
黒鳥 英俊	認定NPO法人ボルネオ保全トラストジャパン 理事
小菅 正夫	札幌市環境局 参与
遠井 朗子	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類 教授
諸坂 佐利	神奈川大学法学部 准教授
佐藤 香	市民委員
巽 佳子	市民委員

事務局

氏名	所属・職名
加藤 修	札幌市環境局円山動物園長
佐々木 和規	札幌市環境局円山動物園経営管理課長
山本 秀明	札幌市環境局円山動物園飼育展示課長
黒川 明美	札幌市環境局円山動物園動物診療担当課長
森山 予志晃	札幌市環境局円山動物園経営管理課調整担当係長
須永 絵美	札幌市環境局円山動物園経営管理課

項目	第4回 条例検討部会	第4回検討部会意見及び会議後メール意見
第2章 動物園・水族館 動物福祉の向上	(動物福祉の向上) 1 動物園等は、飼育する動物の生活の質を確保するため、以下を整えた飼育管理を行う。 (1) 動物種ごとの身体的、心理的、社会的要件に適した飼育環境 (2) 予防から治療にわたる質の高い獣医療体制 2 動物園等は、次の事項を含む動物福祉に関する規定を定めるものとする。 (1) 栄養管理に関する事項 (2) 飼育及び展示施設並びに飼育環境に関する事項 (3) 動物の移送に関する事項 (4) 健康管理に関する事項 (5) 環境エンリッチメントに関する事項 (6) トレーニング（訓練）に関する事項 3 動物園等においては、次のことを禁止する。 (1) 遺伝的多様性の保全に寄与しない繁殖 (2) 幼齢時に社会化が必要な動物について、一定期間親子等と共に飼養せずに不必要に早期に親子を分離すること (3) 動物福祉を過度に低下する訓練を行うこと (4) 動物の生態を損なう動物の擬人化を行うこと (5) 野生動物を家畜的に取扱うこと (6) 動物福祉を過度に低下するふれあいを行うこと  (事務局から提示した検討事項) ◎3 (1) に「遺伝的多様性の保全に寄与しない繁殖」は、将来的に種を保存するために現在は致し方なく近親交配も実施しているような種の繁殖を否定することになるとともれる。表現が適切かどうか。 ◎3 (5) にペット化（野生動物を家畜的に扱うこと）を追記する。 家畜のように人との接触を前提とした飼育ではなく、適度な距離（柵越しであること、物理的な距離があること）をとて野生動物を慣らさないように取り扱うことを意図しているが、案文の表現で誤解がないかどうか。 ◎3 (6) に動物福祉を過度に低下するふれあいを追記するが、表現として適切かどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生活の質」という文言も唐突なので、使うのであれば冒頭に説明をいれた方が良いと思う。（村田）</li> <li>生活の質という言葉は必要か。（異）</li> <li>「動物種ごとの身体的」→「各動物種における個体毎の身体的」（村田）</li> </ul>
	4 動物園等は、適切に規程を遵守しているかを評価し、必要に応じて改善のための措置をとるものとする。 5 動物園等は、最新の科学的知見及び専門的助言に基づいて、適宜、規程の見直しを行い、改正した規程は速やかに公表するものとする。	

○動物の愛護及び管理に関する法律（抄）

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。  
この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関するべき基準を定めることができる。

（基準遵守義務）

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に關し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

条例の内容案	第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目	展示動物の飼養及び保管に関する基準
(1) 遺伝的多様性の保全に寄与しない繁殖	<p>5条 動物の管理は、次に掲げることにより行うものとする。</p> <p>3 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し、又は展示のように供するため動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖させないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りではない。</p> <p>ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するため動物を繁殖させることにより母体に過度な負担がかかる为了避免、使用施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じて繁殖を制限するための措置を講じること。</p> <p>ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するため動物を繁殖させる場合にあっては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調整し、これを5年間保管すること。</p>	<p>第1 一般原則 3 計画的な繁殖等</p> <p>管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないよう、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等の繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずるよう努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないよう努めること。</p> <p>第4 個別基準 2 販売</p> <p>管理者及び飼養保管者は、販売に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう努めること。</p> <p>(2) 繁殖方法</p> <p>遺伝性疾患が生じるおそれのある動物、幼齢の動物又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、その繁殖の回数を適切なものとすること。</p>
(2) 幼齢時に社会化が必要な動物について、一定期間親子等を共に飼養せずに必要に早期に親子を分離すること		<p>第3 共通基準 1 動物の健康及び安全の保持 (1) 飼養及び保管の方法</p> <p>管理者及び飼養保管者は、動物の飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。</p> <p>カ 幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。特に、犬及び猫については、動物の愛護及び管理に関する法律第22条の5に定める期間は、親子を共に飼養するよう努めること。</p>
(3) 動物福祉を過度に低下する訓練を行うこと		<p>第4 個別基準 1 動物園等における展示</p> <p>管理者及び飼養保管者は、動物園動物又は触れ合い動物を飼養及び保管する動物園等における展示については、次に掲げる事項に留意するよう努めること。</p> <p>(1) 展示方法</p> <p>動物園動物又は触れ合い動物の展示に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすること。</p> <p>ウ 動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮することとし、動物をみだりに、殴打し、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。</p>
(4) 動物の生態を損なう動物の擬人化を行うこと		<p>第4 個別基準 1 動物園等における展示 (1) 展示方法</p> <p>カ 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。</p>
(5) 野生動物を家畜的に取扱うこと	<p>6条 第2条から前条までに掲げるもののほか、第1種動物取扱業は次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>1 第1種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと</p> <p>ロ 安易な使用又は保管の助長を防止するため、事実に反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容にすること。</p>	<p>第4 個別基準 1 動物園等における展示 (1) 展示方法</p> <p>カ 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。</p>
(6) 動物福祉を過度に低下するふれあいを行うこと	<p>5条 動物の管理は次に掲げるところにより行うものとする</p> <p>5 動物を顧客等と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、もしくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと</p> <p>ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度のストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物もしくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。</p>	<p>第4 個別基準 1 動物園等における展示 (5) 展示動物との接触</p> <p>イ 観覧者と動物園動物及び触れ合い動物との接触を行う場合には、観覧者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。</p>
○治療以外での動物の形状の変更		<p>第4 個別基準 1 動物園等における展示 (1) 展示方法</p> <p>イ 動物園動物又は触れ合い動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。</p>

# 条例の構成に関するこれまでの議論

## 事務局意見（第1回）

- ・1章総則、2章市内対象施設の規定、3章円山動物園の規定と考えている。
- ・これをやらないから条例違反になるものではなく、ここに書かれていることをやっていける施設は条例の対象なので、条例に基づいた運営をしなければならないという制度設計をしたい。

# 条例の構成に関するこれまでの議論

## 委員意見（第1回）

- ・条例の対象となる動物園水族館が基準を満たすか検査し、市民動物園会議に報告するなど、市民が監視できる規定を設ける制度設計を検討する。
- ・罰則規定はないとしても、不適切となる動物園について、例えば発意表明権の規定などを検討する。

## 条例の構成に関するこれまでの議論

### 委員意見（第2回）

- ・施設の適合、不適合を判断するには具体的基準を設ける必要がある。動物福祉が社会一般で認知されていない現況では慎重になった方がよい。今後の検討とする、5年後に見直しを検討する、などとするのも一つのやり方。
- ・意見表明を行うための調査は、次期尚早だと思う。

## 条例の構成に関するこれまでの議論

### 方向性（第3回）

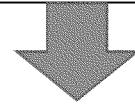
・動物園の役割、動物福祉を明確化し、動物園を社会で支える仕組みを作ることを目的に条例を制定し、社会一般にその普及啓発を進めることとする。

社会情勢や運用状況を踏まえ、意見表明権や罰則規定などの必要と考えられる規定の改正を検討していく。

第3回の方向性を受けて整理しなければ  
いけなかつたこと

選択肢1

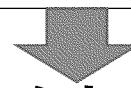
- ・「具体的基準を設けて、対象施設を管理監督で  
きない」のであれば、市域の事業者に対して、事  
業の実施内容に関する**実体規定（第2章）**を求め  
ることはできない。  
=求めても実行する仕組みになっていない。



「総則+円山動物園のこと」を定める条例となる。

## 選択肢2

- ・「対象施設は条例内容を守らなければならぬ」とするのであれば、対象とする施設を決める具体的基準とそれを管理監督する制度が必要。
- ・動物園等の定義では、対象施設がわからない。



実体規定に対して管理監督（指導・勧告）する制度を設計する。

### ★課題1 対象施設をどう決めるか。適用範囲は？

例1：施行規則に要件を定める

例2：任意の登録制として定める

### ★課題2 指導する際の基準をどう決めるか。

・野生動物との健全な距離感を理解させ、  
付き合い方を勘違いさせないため、野生  
動物のふれあいを禁止すべき。

### 【理由】

野生動物の関わり方を誤って伝えるから

- ・野外で自立して生きている動物に直接接触してしまう
- ・野生動物を安易に飼えると思ってしまう

→感染症、人の生活圏への影響、生態系を乱し野生動物の保全  
を損なうことにつながる。

- ・生態を損なうという形容詞をつけると、表現が弱い。  
擬人化は全て禁止でよい。
- ・観客や市民に誤解を招かないことが大切なので、「展示において擬人化は禁止」とすれば、調査研究の面で使っても問題はなくなるのではないか。

### 【理由】

- ・野生動物 자체の尊厳を考えた行動をすべきのほか、野生動物のふれあいを禁止すべき理由と同じ

## 整理の方向性

動物福祉の向上とは別（展示や教育における留意事項）の項目に以下要素を入れてまとめる。

- ・動物の尊厳に配慮すること
- ・動物本来の生体を正しく伝えること